### 島根地方最低賃金審議会

# 島根県はん用機械器具、生産用機械器具、

## 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

### 第4回会議 議事要旨

開催日時	令和4年10月24日(月)午前8時48分~午前9時26分		
開催場所	松江地方合同庁舎 共用第4会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	金額審議		

#### 議 事 要 旨

- 1 部会長が、本日の会議は島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条 第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。
- 2 金額審議において部会長が、前回会議の各側の主張の概要を報告した。
- 3 労働者側・使用者側とも、引き続き公労・公使会議開催の意向であり、部会長が、公労・公使会議を行うことを決定した。

#### (公労・公使会議)

- 4 公益委員から労使双方の意見を聞きながら、歩み寄りを図った結果、最終的に合意に達したことから、専門部会として全会一致で、引上げ額33円、時間額963円という結論で決議された。
- 5 事務局へ専門部会報告書案及び審議会令第6条5項による答申文案の作成、配付が指示され、その間休憩となった。
- 6 会議が再開し、専門部会報告書案及び答申文案が配付され、順次、審議の上、案どおり決議された。
- 7 部会長が、答申文を労働基準部長に手交した。
- 8 労働基準部長が謝辞を述べた。
- 9 室長が、意見に関する公示(異議の申出)について説明した。
- 10 部会長が、審議会令第6条7項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。